

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成28年度第1回武蔵村山市行政不服審査会
開 催 日 時	平成28年4月12日(火) 午後1時半～午後2時40分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：加園委員、高橋委員、原田委員、比留間委員、福島委員 欠 席 者：なし 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主任(法規グループ)
報 告 事 項	(1) 改正行政不服審査法について (2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について (3) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：互選の結果、会長に加園委員、職務代理者に福島委員が選任される。 議題(2)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=会長及び委員、 ●=事務局等)	<p>● 武蔵村山市行政不服審査会条例第4条第1項の規定に基づく会長が互選されるまでの間、事務局で会議の進行をさせていただきます。平成28年4月1日から平成30年3月31日までを任期といたしまして、審査会委員が選任されましたので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の五十音順の名簿によりお名前を紹介いたしますので、御起立後、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～委員挨拶～</p> <p>議題 (1) 武蔵村山市行政不服審査会会長及び職務代理者の互選について 【会長及び職務代理者の互選】</p> <p>● 会議次第の4ページを御覧ください。</p> <p>武蔵村山市行政不服審査会条例第4条第1項において審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。</p> <p>それでは、会長の互選を行いたいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">～会長の選任～</p> <p>● 互選の結果、会長に加園委員が、選任されました。</p>

次に、職務代理者ですが、会長より指名してください。

～職務代理者の指名～

- 会長の指名により、職務代理者に福島委員が選任されました。

～ 会長の挨拶 ～

報告事項

- (1) 改正行政不服審査法について
- (2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について

【説明要旨】

- 報告事項についてですが、御異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(2)までを一括での報告とさせていただきますよろしいでしょうか。
- 異議なし。
- それでは、報告事項(1)から報告事項(2)まで、事務局に報告を求めます。
- 報告事項(1)から報告事項(2)まで、一括して報告します。

まず、報告事項(1)「改正行政不服審査法について」です。

資料1を御覧下さい。

こちらの資料は、平成27年9月に総務省が作成したものでございます。1ページを御覧ください。上段の囲みのところですが、行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについて定めた一般法にあたります。3段目にありますとおり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている法律でございます。

次に2ページを御覧ください。上段の囲みの1行目にありますとおり、行政不服審査法は施行されて以降、約50年以上、本格的な改正はありませんでした。そこで国は公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しのため、平成26年に行政不服審査法を改正し、以下改正法と申しますが、本年4月1日より施行となりました。改正法の概要でございますが、まず不服申立構造の見直しでございます。

3ページを御覧ください。左側の現行となっているものが、旧制度でございますが、旧制度では、処分庁が審査を行う「異議申立て」と、直近の上級行政庁が審査する「審査請求」がございましたが、手続保障に差があったことから「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に不服申立ての種類を一元化したものでございます。

次に公正性の向上でございます。4ページを御覧ください。

主な事項の1点目として、原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入でございます。現行法では、審理を行う者について特段の規定がなかったことから、処分を行った職員が審理を行うこともあり得たわけですが、改正法では、職員のうち、処分に関与しない者が審理員として指名され、当該審理員が審査請求人と処分庁の両者の主張に基づき、公正に審理を行うことになりました。

2点目として審査庁の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会の諮問手続の新設でございます。現行法では、審査請求人からの不服申立てについては、審査庁が審理を行ってきました。これは、公正性や客観性の担保という点で十分ではありませんでした。このため、改正法では、審理員の審理手続が終結し、審理員から審査庁へ裁決案の提出があった場合には、条例で設置する第三者機関に諮問し、審査庁の判断の妥当性をチェックすることになりました。

1点目の審理員に関する根拠規定でございますが、資料4「行政不服審査法」の4ページを御覧ください。第9条では、審査請求がされた行政庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとなっております。例外として、情報公開や個人情報の開示等の不服申立ての場合や、教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会が審査庁となる場合は審理員の指名は不要とされております。

次に、2点目の行政不服審査会の諮問手続の根拠でございますが、改正法第43条となります。資料4の17ページを御覧ください。審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査庁が地方公共団体の長である場合は、第81条の機関に諮問しなければならないとされております。この第81条の機関が、本市においては武蔵村山市行政不服審査会となるものでございます。

資料1の4ページに戻りまして、全体の流れについて御説明いたします。右側の改正後となっている図を御覧ください。審査請求が提起された場合、①地方公共団体の長である審査庁は、所属する職員で原処分に関与していない者から審理員の指名を行います。指名された審理員は、②処分庁からは弁明書を、審査請求人から反論書等の主張・証拠資料の提出を求めます。これらの資料により審理員は③の審理を行います。審理員は、審理手続が終了したら、④審査庁がすべき裁決に関する意見書

である審理員意見書を作成し、審査庁に提出をします。審理員意見書の提出を受けた審査庁は、裁決書の案となるべき事項を記載した諮問書を作成し、⑤行政不服審査会に諮問します。諮問された当該審査会は、法令解釈を含め審査庁の判断の妥当性をチェックし、⑥のとおり答申をします。答申を受けた審査庁は、裁決書を作成し審査請求人に送付をすることとなります。以上が全体の流れとなります。

2ページに戻りまして、次に、使いやすさの向上でございます。

審査請求期間が60日から3か月に延長されたものでございます。

また迅速性の確保として、標準審理期間の設定や、争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続の新設、また不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表などが設けられました。

最後に、救済手段の充実・拡大でございます。申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合には、処分庁等に対して申請認容処分を命ずる措置が可能となったことや、事前救済手続きを定めた行政手続法において、処分等の求め、行政指導の中止等の求めなどの手続が新設されました。

以上が改正行政不服審査法についての説明でございます。

次に、報告事項(2)「武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について」御説明いたします。

資料2「武蔵村山市行政不服審査会条例」を御覧ください。本審査会は、武蔵村山市行政不服審査会条例第1条の規定により、市長の附属機関として設置されている第三者機関であり行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関でございます。

所掌事項といたしましては、行政不服審査法の規定により、審査請求があった場合の当該審査請求の諮問について調査審議し、答申を行うものでございます。本条例は、当該審査会の組織及び運営について必要な事項を定めたものでございます。主な規定のみ御説明いたします。

第3条第4項ですが、「委員の守秘義務」について規定しています。これは、当該審査会委員は、非常勤の特別職の地方公務員であることから、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員を対象にした守秘義務の適用を受けないため、地方公務員法と同様に規定いたしました。

また、当該守秘義務に違反した場合には、第8条に規定したとおり、行政不服審査法の規定同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

に処されることを規定いたしました。

また、第6条では、「審議手続の非公開」を規定していますが、これは、審議の過程で、審査請求人の氏名等、公開することでプライバシーの侵害に当たるため、審査会は非公開としたものでございます。

資料5「旧行政不服審査法に基づく異議申立て状況」を御覧ください。こちらの表は、平成21年度から平成27年度まで旧行政不服審査法に基づいて、本市に提起された「異議申立て」でございませう。地方税の賦課処分の取消しを求めるものや、滞納処分による差押の取消しをを求めるものなどがあり、こういった案件が生じた場合、今後、本審査会に諮問することとなります。

次に、具体的な事務処理についてですが、資料3「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル（案）」を御覧ください。

こちらの資料は平成27年10月に総務省が作成したものでございませう、（案）であり、今のところ正式なものは総務省より示されておられませう。今後、正式なものが示され次第、情報提供をさせていただきます。

以上、雑駁ではございませうが、説明については以上でございませう。

【主な意見等】

- 審査請求人と利害関係があった場合は、本審査会には加わらないとのことですが、利害関係がある旨をどのように確認するのですか。
- 本審査会において会長が、委員に審査請求人と利害関係がないかを確認し、利害関係がある場合は、審査には加わらないようにする方向で現在考えています。
- 固定資産税・都市計画税の賦課処分についての不服申立ては、固定資産評価審査委員会が審査することになるのではないのでしょうか。
- 固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格の決定について審査する機関であることから、地方税の賦課については、本審査会が審査することとなります。
- 審査請求が提起されてから、本審査会に諮問されるまでの期間はどのくらいかかるのでしょうか。
- 審理員や第三者機関のない旧不服申立て制度においても、審査庁が裁決をするまでに、2か月から7か月程度かかっていることから、その程度の日数を要すると思われませう。

- 審査請求が提起された場合、本審査会は必ず開催されるのでしょうか。
- 改正法第43条を御覧ください。例えば、審査請求自体が不適法である場合や、審査請求人が本審査会への諮問を希望しない場合などは、本審査会への諮問はされません。
- 審査の標準審理期間について基準はあるのですか。
- 具体的にはありませんが、過去の実績から、最短で2か月、長いもので7か月と事案ごとに異なっており、今回設置された審査会での諮問、答申の期間を踏えると、事案によっては1年程度になるものもあると思われます。
- 新制度の概要について、市民への周知はされたのですか。
- 4月1日号の市報及び、市のホームページへ改正法の概要を掲載し周知を行いました。
- 提起された不服申立ての概要について、市のホームページで公表しますか。
- 市のホームページでは、公表しておりません。なお、改正法第85条では、審査請求の内容や処理規定について公表するよう努力規定されていることから、今後は、個人情報に当たらない範囲で公表することを検討します。
- 却下と棄却の違いは何ですか。
- 却下とは、不服申立ての要件を欠いて不適法であり、審理に入ることを拒否するものであり、これに対し棄却とは、不服申立てに理由がないとしてその不服申立てを退けるものであります。
- 本審査会において、口頭意見陳述を行うことはあるのでしょうか。
- 改正法第75条において、審査請求人から申出があった場合は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされていることから、本審査会において口頭意見陳述を行う可能性はあります。
- 口頭意見陳述の場において、審査請求人と処分庁を同時に呼ぶことになるのでしょうか。
- 改正法では、審査請求人から意見聴取することが可能となっていることから、処分庁を口頭意見陳述に加えることはありません。
- 改正法第67条では、総務省に、行政不服審査会を置くとなっておりますが、地方公共団体に関する規定ではないではないですか。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体においては、改正法第81条の規定に基づき、条例により、国と同様の審査会を設置するとされております。 ○ 審理員の指名の基準はあるのですか。 ● 審理員の選任等の基準については現在作成中です。審理員の人数は概ね10名程度を予定しており、審理員となるべき者の候補としては、文書事務や法規事務の経験者で主査職及び課長職を予定しております。また本市においては、弁護士を法務専門員として登用しており、審査請求が提起された場合に審理員として指名することもあります。 <p style="margin-left: 40px;">基準については準備出来次第、情報提供させていただきます。</p> <p>報告事項(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局からは、特にございませぬ。 <p>議題(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局からは、特にございませぬ。 <p style="text-align: center;">- 以上 -</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	傍聴者： <u> 0 </u> 人
--------------------	---	-------------------------

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
---------------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	-------------------------